

## F D研究検討委員会規程

第1条 国立大学法人京都大学部局長会議規程（平成16年達示第5号）第13条第1項の規定に基づき、研究科長部会の下に特別委員会として、F D研究検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、F Dに係る次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 調査・検討に関すること。
- (2) 研修会等の実施に関すること。
- (3) 各部局が実施する活動への支援に関すること。
- (4) その他全学的な連絡・調整に関すること。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育・学生担当の理事
- (2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授又は助教授各1名
- (3) 学生部長
- (4) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第2号及び第4号の委員のうちから、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 前項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第6条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7条 委員会は、必要に応じて委員会における調査・検討その他活動の結果を研究科長部会に報告するものとする。

第8条 委員会に関する事務は、学生部教務課において処理する。

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

### 附 則

1 この規程は、平成18年12月5日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。